

## 市民税課税世帯の方に対する食費・居住費負担額の特例減額制度

世帯の中に、市民税が課税されている方がいる場合及び世帯外の配偶者が課税されている場合、原則として食費・居住費の負担額は軽減されません。

しかし、介護保険施設に入所して食費・居住費を負担した結果、在宅に残る配偶者などの御家族が生計困難にならないようにするため、下記の全ての要件に該当する場合は、申請により3段階②の負担限度額を適用する特例措置が受けられます。

### <対象要件>

- 1 介護保険施設に入所する時点で、世帯の構成人数が2名以上であること。(施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。)
- 2 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所・入院し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること。
- 3 全ての世帯員及び配偶者について、前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額の合計額から施設の利用者負担(1割負担、食費、居住費)の見込額を除いた額が80万円以下であること。
- 4 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下であること。
- 5 全ての世帯員及び配偶者について、その住んでいる家屋など日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していないこと。
- 6 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していないこと。

### <特例措置の内容>

所得段階	居住費の上限(日額)					食費の上限(日額)
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健他)	多床室	
3	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	1,360円

要件に該当すると思われる方は、伊那市役所社会福祉課高齢者係までお問い合わせください。

伊那市役所 社会福祉課 高齢者係  
電話 0265-78-4111 内線 2312・2313